

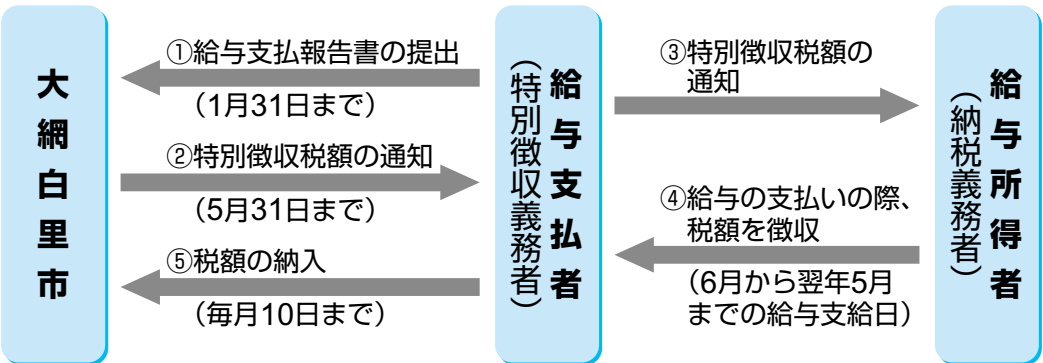
従業員の個人住民税の特別徴収を実施していますか

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(市民税+県民税)を徴収(天引き)し、市へ納入していただく制度です。

また、地方税法第321条の4および大網白里市市税条例第44条の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収の事務としては、毎年5月に特別徴収義務者(給与支払者)あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月(6月から翌年5月までの年12回)の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を納入していただきます。なお、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回(12月と6月)とすることもできます。

特別徴収の流れ



☎ 税務課市民税班 ☎ (70) 0321

後期高齢者医療制度および国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、市民課窓口で手続きを行うことで、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費として5万円が支給されます。

- ▼手続きに必要なもの
- ・亡くなられた方の被保険者証
- ・喪主の方が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ・喪主の方の口座番号が分かるもの

- ・喪主の方の印かん(朱肉を使用するもの)
 - ・申請者または代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
 - ・亡くなられた方と喪主の方の関係が分かるもの(国民健康保険のみ)
- ☎ 申・国民課国民年金班 ☎ (70) 0334

家屋の取り壊しや用途変更をした方はご連絡を

家屋の取り壊しや用途変更をした方はご連絡を

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋等を所有している方に納めていただく税金です。

居宅や作業場等の家屋の取り壊しや用途の変更(店舗を

居宅として使用等)をした場合はご連絡ください。 ※すでに滅失や変更の登記済み、市税務課に届出済みのものを除く

☎ 税務課資産税班 ☎ (70) 0322

市子育て関連団体交流会への参加を募集

参加を募集

平成26年1月に市が開催を予定している「大網白里市子育て関連団体交流会」の参加団体を募集します。

象として交流、相談、情報提供のほか子育て支援に連携する活動を継続的に行っている団体(子育て支援にかかわるサークル、ボランティア団体、NPOなど)

この交流会は、何かについて審議したり、何かの事業を実施するためのものではなく、市内において子育てに関して活動されている方々が、日常的に情報交換しながら活動の幅を広げていくことが目的です。

参加を希望する団体は、子育て支援課までご連絡ください。 ☎ (70) 0331



軽自動車等の申告手続きをお忘れなく

申告手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在、市内に定置場がある軽自動車等を所有する個人または法人に課税されます。

なお、車種により申告先が異なりますので、必要書類等は、それぞれ確認ください。 ☎ (申告手続き先)

軽自動車等を譲渡・廃車・住所変更など、登録内容に変更がある場合は、必ず申告手続きをしてください。

▼原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー(50cc以下) 市税務課

申告手続きを忘れると、「納税通知書が納税義務者に届かない、車両を所有していないのに納税通知書が送付される、譲渡前の納税義務者に納税通知書が送付される」等の原因になります。

▼二輪軽自動車、二輪小型自動車(125ccを超えるオートバイ) 東運輸局千葉運輸支局(千葉市美浜区新港198)

また、盗難により車両を所有していない場合は、警察署に盗難の届出をし、受理番号を控えたうえで申告手続きをしてください。

▼軽自動車(三輪・四輪) 軽自動車検査協会千葉事務所(千葉市美浜区新港223-8)

☎ 043(245)0163 ☎ 税務課市民税班 ☎ (70) 0321

ねんきんナビ

国民年金保険料の納付に関する案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている方に対する「電話や手紙、戸別訪問による納付案内や保険料の免除等申請案内などの収納業務」について、民間委託(市場化テスト)を実施しています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来国で行なってきた事業に民間事業者が参入することにより、民間の創意工夫やノウハウの活用を図り、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

- ▶委託期間=平成27年4月30日(木)まで
- ▶事業者=(株)バックスグループ
- ☎ 0120(987)927
- 携帯、PHS等は ☎ 03(5793)7926
- ※民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページ(URL) <http://www.nenkin.go.jp/> で確認できます
- ※国民年金保険料に関して詳しくは、千葉年金事務所へ問い合わせください
- ☎ 千葉年金事務所 ☎ 043(242)6328
- ねんきんダイヤル ☎ 0570(05)1165

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～冬のお風呂場に気を付けよう～

寒い季節はゆっくりとお風呂で疲れを癒したいものです。しかし、冬のお風呂場は危険が多く、毎年高齢者の事故が増えています。

◆なぜ冬の入浴事故が多いのか

- ①脱衣所・浴室が寒い
温かい部屋から寒い脱衣所へ行き、熱いお風呂に入ることで血圧が大きく変動します。これが脳卒中や心筋梗塞の引き金となることがあります。
- ②日本の浴槽は深くて心臓に負担がかかる
深い浴槽に首までつかると、水圧が高くなるため、心臓への負担が大きくなります。
- ③熱い風呂に好んで入ることが多い
42度以上の熱いお風呂に入ると血圧が一気に上がり、お湯から上がると一気に下がるので、体への負担が大きくなります。
- ◆入浴事故を防ぐために、次の事に気を付けましょう
- ・入浴前に脱衣所を暖房したり、浴槽の蓋を開けて温度差を少なくしましょう。
- ・浴槽のお湯は浅目にして、なるべく半身浴にし、縁に手を掛けておきましょう。
- ・ぬるめの温度(39～41度)で、長湯はしないようにしましょう。
- ・一日の中で体温が上昇し血圧が安定する16時～

19時ごろに入浴しましょう。(深夜の入浴は避けましょう)

- ・血圧下降の原因となる飲酒や食後の入浴、また、入浴中の急な起立は避けましょう。
- ・入浴の前後に水分補給をしましょう。
- ・高齢者が入浴している時は、家人や周囲の人が声を掛けましょう。一人暮らしの場合は、お風呂を出る時に、浴槽の栓を抜く習慣を付けましょう。

◆12月の出張相談

- ①6日(金)13時30分～15時 老人福祉センター「コスモス荘」
- ②20日(金)13時30分～15時 白里公民館
- ※訪問することもできますのでお気軽にご相談ください

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています

☎ 地域包括支援センター ☎ (70) 0439 FAX (70) 1093 在宅介護支援センターおおあみ緑の里 ☎ (73) 5146 在宅介護支援センター杜の街 ☎ (70) 1666